

資料編

1. 各種会議設置要綱及び委員名簿
2. 計画策定の経過
3. 関連計画の概要
4. 用語解説

資料編

1. 各種会議設置要綱及び委員名簿

(1) 上尾市地域福祉推進協議会条例

平成 30 年 3 月 27 日条例第 2 号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 107 条第 2 項の規定に基づき地域福祉計画に市民等の意見を反映させるとともに、地域福祉計画に基づく施策の推進を図るため、上尾市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「地域福祉計画」とは、地域福祉の推進に関する事項として法第 107 条第 1 項各号に掲げる事項を一体的に定める計画をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 107 条第 1 項の規定による地域福祉計画の策定及び同条第 3 項の規定による地域福祉計画の変更に関すること。
- (2) 法第 107 条第 3 項に規定する地域福祉計画についての調査、分析及び評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地域福祉に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉法人その他の社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者
- (2) 自治会・町内会その他市内において社会福祉に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 学識経験者その他識見を有する者
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

■上尾市地域福祉推進協議会委員名簿

No.	氏名	区分	備考
1	小野 美佐江	社会福祉を目的とする事業を行う団体	
2	鈴木 玲子	社会福祉を目的とする事業を行う団体	
3	江川 聡美	社会福祉を目的とする事業を行う団体	
4	尾上 道雄	市内において社会福祉に関する活動を行う団体	副会長
5	鮫嶋 紀子	市内において社会福祉に関する活動を行う団体	
6	大場 玲子	市内において社会福祉に関する活動を行う団体	令和2年6月30日まで
7	河田 千栄	市内において社会福祉に関する活動を行う団体	令和2年7月1日から
8	玉井 孝次	市内において社会福祉に関する活動を行う団体	
9	田村 綾子	学識経験者	会長
10	中澤 正俊	公募	
11	市川 富代子	公募	

任期：平成30年7月1日～令和3年6月30日

任期(再任)：令和3年7月1日～令和6年6月30日

(2) 上尾市地域福祉推進員設置要綱

平成 30 年 6 月 29 日市長決裁

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき策定された上尾市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するため、上尾市地域福祉推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進員は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項に関する活動を行う。

- (1) 地域福祉計画の周知及び啓発に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく地域福祉の仕組みづくりに関すること。
- (3) 地域福祉計画に関する調査・研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(定数)

第3条 推進員の定数は、20 人以内とする。

(委嘱)

第4条 推進員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関する活動を行う者
- (2) 社会福祉法人その他の社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、地域福祉計画の推進に関し市長が必要と認める者

(任期)

第5条 推進員の任期は、3 年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 推進員は、再任されることができる。

(研修)

第6条 推進員は、常にその資質の向上に努めなければならない。

2 推進員は、その資質向上を図る研修の機会が設けられたときは、これに参加するよう努めなければならない。

(報告)

第7条 推進員は、必要に応じ、第2条各号に掲げる事項に関する活動の成果又はその状況を、上尾市地域福祉推進協議会条例（平成 30 年上尾市条例第 2 号）第 1 条の規定により設置する上尾市地域福祉推進協議会に報告するものとする。

(解嘱)

第8条 市長は、推進員が次のいずれかに該当する場合には、第5条第1項に規定する任期中においても、これを解嘱することができる。

- (1) 推進員としての職務上の義務に違反した場合
- (2) 推進員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (3) 心身の故障のため、任務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) 前号に規定する場合のほか、推進員の職に必要な適格性を欠く場合

(謝金)

第9条 市は、推進員に対し、予算の範囲内で謝金を支給する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

■上尾市地域福祉推進員名簿

No.	氏名	区分	備考
1	田中 崇	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	
2	西谷 武	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	令和3年6月30日まで
3	湯本 幸江	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	令和3年7月1日から
4	石垣 好和	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	令和2年10月31日まで
5	宇山 由理香	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	
6	藤井 禎子	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	令和3年6月30日まで
7	小塚 洋子	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	令和3年7月1日から
8	内田 恵子	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	
9	陣ノ内 文江	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	
10	久保田 孝子	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	
11	高橋 昭	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	
12	関根 照之	社会福祉を目的とする事業を行う団体を代表する者	
13	小池 勇	社会福祉に関する活動を行う者	
14	北原 久子	社会福祉に関する活動を行う者	
15	植田 幸一	社会福祉に関する活動を行う者	
16	熊倉 由美子	公募	
17	竹ヶ原 勝子	公募	
18	立柳 里志	公募	
19	聖学院大学 学生	市内在学者	人間福祉学部人間福祉学科学学生及び 心理福祉学部心理福祉学科学学生

任期：平成30年7月1日～令和3年6月30日

任期（再任）：令和3年7月1日～令和6年6月30日

(3) 上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議設置要綱

平成 19 年 10 月 31 日市長決裁

(設置)

第 1 条 多様化する地域福祉の課題に対し庁内における関係組織が連携して取り組むとともに、そのための調整及び情報交換を円滑に行うため、上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「地域福祉の課題」とは、孤立死、虐待、災害時における要援護者の支援、まちのバリアフリー化、生活困窮者の自立支援その他の地域において迅速かつ適切な対応が求められている課題をいう。

一部改正〔平成 29 年 4 月 1 日市長決裁〕

(組織)

第 3 条 ネットワーク会議は、委員長及び委員 20 人をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部次長の職にある者（健康福祉部次長の職にある者が複数いる場合にあつては、地域福祉に関する事務を分掌する健康福祉部次長の職にある者）をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、委員長がその都度指名する者をもって充てる。

一部改正〔平成 29 年 4 月 1 日市長決裁〕

(委員長の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 ネットワーク会議の会議は、委員長が招集する。

一部改正〔平成 30 年 3 月 30 日市長決裁〕

(関係者の出席等)

第 6 条 ネットワーク会議は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

一部改正〔平成 29 年 4 月 1 日市長決裁〕

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

一部改正〔平成 29 年 4 月 1 日市長決裁〕

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 27 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日市長決裁）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 16 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日市長決裁）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 20 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日市長決裁）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 12 日市長決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日市長決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市長政策室秘書政策課 行政経営部行政経営課 行政経営部納税課 総務部危機管理防災課 子ども未来部子ども支援課 子ども未来部子ども家庭総合支援センター 健康福祉部生活支援 課 健康福祉部障害福祉課 健康福祉部高齢介護課 健康福祉部健康増進課 市民生活部市民 協働推進課 市民生活部消費生活センター 市民生活部保険年金課 市民生活部交通防犯課 市民生活部人権男女共同参画課 都市整備部都市計画課 上下水道部業務課 消防本部消防総 務課 教育委員会事務局学校教育部学務課 教育委員会事務局学校教育部教育センター

一部改正〔平成 29 年 4 月 1 日市長決裁・30 年 3 月 30 日・令和 3 年 3 月 12 日・31 日〕

(4) 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

平成 15 年 9 月 11 日会長決裁

(趣旨)

第1条 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会委員会設置規程(昭和54年規程第12号)。以下「委員会設置規程」という。第6条第2項第6号に掲げる地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

2 委員会の運営に関する事項については、委員会設置規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画の評価及び見直し等の計画の進行管理について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織する。

2 委員は、次に該当する者のうちから選出する。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 上尾市自治会連合会 | 1人 |
| (2) 上尾市民生委員・児童委員協議会連合会 | 1人 |
| (3) ボランティア連絡会を代表する者 | 1人 |
| (4) 身体障害者福祉会を代表する者 | 1人 |
| (5) 福祉施設を代表する者 | 1人 |
| (6) 本会支部を代表する者 | 1人 |
| (7) 学識経験者 | 1人 |
| (8) 本会理事 | 1人 |
| (9) 本会評議員 | 1人 |

(費用弁償)

第4条 上尾市が設置する協議会と合同開催により、上尾市から謝金等が支払われた場合は、費用弁償は支払わないこととする。

(その他)

第5条 委員会設置規程及びこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

■社会福祉法人上尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

No.	氏名	選出区分	委嘱	市委員
1	尾上 道雄	上尾市自治会連合会	令和3年6月1日	○
2	須賀 好和	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会	令和3年6月1日	
3	土井 孝次	上尾市身体障害者福祉会	令和3年6月1日	○
4	柿崎 三千代	上尾市ボランティア連絡会	令和3年6月1日	
5	小野 美佐江	福祉施設	令和3年6月1日	○
6	金子 範義	理事	令和3年6月1日	
7	八木 文子	評議員	令和3年6月1日	
8	宮本 利章	社協支部	令和3年6月1日	
9	田村 綾子	学識経験者	令和3年6月1日	○

2. 計画策定の経過

■ 令和2年度

開催日	内容
令和2年7月28日	第1回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 ・令和2年度スケジュール ・前計画取組評価（平成31年度分）
令和2年9月16日	第2回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 ・次期計画策定に向けたアンケート調査
令和2年10月14日 ～令和2年11月9日	第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査 （調査対象者） ①上尾市に在住する18歳以上の、無作為抽出による市民 ②福祉関係事業所 ③福祉関係団体 ④上尾市内において活動する民生委員・児童委員
令和3年1月20日	第1回上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議【書面協議】 ・地域福祉計画に関して（前計画評価・計画策定スケジュール）
令和3年1月20日	第3回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会【書面協議】 ・次期計画策定に向けたアンケート調査結果報告（速報）
令和3年3月23日	第4回上尾市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画推進委員会 ・次期計画策定に向けたアンケート調査結果報告 ・令和3年度スケジュール（案） ・令和3年度計画評価実施方針（案）
令和3年3月24日	第2回上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議 ・前計画取組評価依頼 ・計画策定に向けた事業・取組（新規・追加）調査依頼 ・計画策定に向けた統計データ提供依頼

■ 令和3年度

開催日	内容
令和3年4月12日	地域福祉活動計画職員策定委員会（作業部会） ・前計画取組評価 ・次期計画策定に向けたスケジュール確認 ・計画策定に向けた事業・取組（新規・追加）調査依頼
令和3年5月18日	第1回上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議 ・令和3年度スケジュール（案） ・前計画取組評価（中間報告） ・計画策定に向けたアンケート結果等分析・課題整理（中間報告） ・計画骨子案（構成）
令和3年5月25日	第1回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 ・令和3年度スケジュール（案） ・前計画取組評価（中間報告） ・計画策定に向けたアンケート結果等分析・課題整理（中間報告） ・計画骨子案（構成）

令和3年7月20日	地域福祉活動計画職員策定委員会（作業部会） ・計画骨子案（課題・体系）
令和3年7月	地域福祉活動計画職員策定委員会【書面協議】 ・計画骨子案（課題・体系）
令和3年7月27日	第2回上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議 ・前計画取組評価 ・計画骨子案（課題・体系）
令和3年7月30日	第2回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 ・前計画取組評価 ・計画骨子案（課題・体系）
令和3年8月	社協支部長会議（個別） ・全支部長から次期計画の「社協支部の取組」に関する意見聴取
令和3年9月27日	第3回上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議 ・計画骨子案（体系・取組）
令和3年10月1日	第3回上尾市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画推進委員会 ・計画骨子案（体系・取組）
令和3年11月	地域福祉活動計画職員策定委員会（作業部会）【書面協議】 ・計画骨子案（課題・体系）
令和3年11月	地域福祉活動計画職員策定委員会【書面協議】 ・計画骨子案（課題・体系）
令和3年11月22日	第4回上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議 ・計画案 ・市民コメントの実施
令和3年11月26日	第4回上尾市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画推進委員会 ・計画案 ・市民コメントの実施
令和3年12月3日	社協支部長会議 ・次期計画の「社協支部の取組」に関する最終確認 ・市民コメントの実施
令和3年12月8日 ～令和4年1月7日	市民コメント ・第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（案） 意見募集
令和4年1月28日	第5回上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議 ・市民コメント実施結果 ・計画案（最終）
令和4年2月1日	第5回上尾市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画推進委員会 ・市民コメント実施結果 ・計画案（最終）

3. 関連計画の概要

関連計画名	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第6次上尾市総合計画 【基本構想】	令和3 (2021) 年度	令和12 (2030) 年度	第6次上尾市総合計画は、本市におけるまちづくりの総合的指針であり、「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を将来都市像に掲げ、各分野における施策の目標や課題、施策の方向性などを示すものです。
【前期基本計画】	令和3 (2021) 年度	令和7 (2025) 年度	社会状況の変化等に対応するため、基本構想期間の10年間を、前期計画期間（5年間）と後期計画期間（5年間）に分けて策定されます。
【後期基本計画】	令和8 (2026) 年度	令和12 (2030) 年度	
第8期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	高齢者福祉計画は、老人福祉法の規定に基づき、全ての高齢者を対象とした老人福祉事業全般に関する施策を示すものです。介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、給付対象となるサービスの充実と円滑な運営を示すものです。 また、本計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村計画である「上尾市成年後見制度利用促進計画」を含みます。
上尾市障害者支援計画（第2期上尾市障害者計画）	平成30 (2018) 年度	令和5 (2023) 年度	障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できるよう各種支援策を位置付けたものです。

関連計画名	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第6期上尾市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要な福祉サービスや相談支援等が計画的に提供できるよう必要量を見込んだものです。
第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画	令和2 (2020) 年度	令和6 (2024) 年度	子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、並びに母子の健康づくりに係る母子保健計画を一体のものとして策定したものです。5年ごとに計画の見直しを行います。
上尾市子どもの貧困対策計画	令和4 (2022) 年度	令和6 (2024) 年度	子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱に基づき、子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが自分の目標に向かって努力できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることを目的とし、施策の内容や方向性・目標を明らかにするための計画です。
第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画	令和2 (2020) 年度	令和6 (2024) 年度	市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすための環境づくりを目指すとともに、がん予防対策、生活習慣病対策、精神保健、歯科口腔保健、食育などへの取組を強化し、各分野の目標値の他に、共通目標として、「健康寿命の延伸」を掲げ、推進していく計画です。
上尾市自殺対策計画	平成31 (2019) 年度	令和5 (2023) 年度	自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して策定した自殺対策についての計画です。

4. 用語解説

あ行

アウトリーチ

援助が必要な人々に対して、公的機関や施設が対象者のいる場所に出向いて、積極的な働き掛けを行うこと。

あげおワールドフェア

外国人市民と参加者が交流することで相互理解を深め、それぞれの地球市民意識を高めることを目的として、市内にいるさまざまな国と地域の人々が集まる国際交流イベント。

アッピー元気体操

65歳以上の市民を対象にした介護予防（転倒予防と体力づくり）事業。

いきいきクラブ

かつての「老人クラブ」と同じ内容で、地域を基盤とする高齢者の健康・生きがいづくり、仲間づくりを進める組織のこと。

インクルーシブ教育

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを行う教育。

インフラ

インフラストラクチャーの略。都市の基盤となる公共施設のうち、人々の暮らしや生活を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。

SNS（エヌエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook、Twitter、LINE などがある。

SDGs（エスディー・ジー・ズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択され、令和12（2030）年までに国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organization（非営利団体）の略。ボランティア活動や公益的な事業を実施する法人で、収益を構成員に分配せず活動する民間の組織。

エンパワーメント

社会的集団や組織を構成員している一人ひとりが、改革や発展に必要な力をつけるという言葉の意味。女性の権利獲得運動のなかで使われるようになった。

オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の人やその家族が、地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。

か行

学校応援団

学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

基幹相談支援センター

地域全体の相談支援の質の向上を図るための業務を実施する地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関。

協働のまちづくり推進事業

市との協働によるまちづくりの規範となる事業を展開する市民活動団体への補助事業。

ケアラー

高齢、身体上または精神上の障害または疾病などにより援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。

ケア

ケアは、広い意味では、世話や配慮、気配り、手入れ、メンテナンスなどをすること。乳幼児の世話から愛玩動物の世話、衣服の管理、髪や肌の手入れまで、すべてをケアと呼ぶ。

公園管理協定

地域に密着し、親しみのある公園環境になるように、地域の人たちに簡易な管理作業を行ってもらうために締結する協定。

健康長寿サポーター

市町村や県が実施するサポーター養成講習受講ののち、自分の健康づくりに取り組むとともに、役に立つ健康情報を、家族、友人、周りの皆さまに広めていただく方のこと。

子ども食堂

子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たす。

コミュニティ、地域コミュニティ

地域コミュニティとは、広義では地元の自治会・町内会・区会、農村の寄り合いなど地縁的つながりのあるさまざまな組織や集まりといった地域共同体をイメージすることが多い。総務省では、「(生活地域、特定の目標、特定の趣味など)何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団(人々や団体)」と定義しており、「地域コミュニティ」を「共通の生活地域(通学地域、勤務地域を含む)の集団」としている。

さ行

災害ボランティアセンター

災害発生時に不特定多数のボランティアが集まる現場において、ボランティア活動を効率よく推進し、被災者の復旧・復興を支援する拠点。

自主防災組織

地域住民による任意の防災組織をいう。主に自治会・町内会・区会などが母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

自助・互助・共助・公助

自助とは、自分自身で解決すること、互助とは、地域の行政区、ボランティアなどで解決すること、共助とは、医療や年金、介護保険などで解決すること、公助とは、行政のサービスで解決すること。

自助・共助・公助と分類することもあり、この場合、共助とは、地域の行政区、ボランティアなどで解決すること、公助とは、行政のサービスで解決すること(医療や年金、介護保険などを含む)。

社会福祉法

それまでの社会福祉事業法から名称変更するとともに、「利用者の立場に立った社会福祉制度の実現」と「時代の要請に応える福祉サービスの充実」を基本理念として平成12年6月に改正された法律。主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業の求めるところにより設立された法人のこと。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められている。

就職氷河期世代

バブル崩壊後の1990～2000年代、雇用環境が厳しい時期に就職活動をしていた年代を指す。不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、現在もさまざまな課題に直面している方が多数いる。

情報格差

デジタルデバイドともいい、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

ソーシャルメディア

インターネット上で展開される情報媒体で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだもの。

た行

ダブルケア

自分の子どもの子育てと親の介護を一緒に行う状態のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが、包括的に日常生活圏域で提供される体制のこと。

地域包括支援センター

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関で、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師などの専門職が連携して、介護サービスをはじめ、福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待など、さまざまな相談を受ける。

DV（ディーバイ）

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、デジタル暴力などを指す。

な行

ニート

15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者のこと。

認知症

記憶障害から始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座の受講が必要。

認認介護

高齢の認知症患者の介護を認知症である高齢の家族が行うこと。

は行

8050（ハチマルゴーマル）問題

80代の親と50代の無業のひきこもる子が同居し、高齢の親の年金などの収入で生活する状況が増えている問題のこと。

バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅などにおいて、障害者や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすること。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除など、心理的、制度的な意味でも用いられる。

ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流などを支援する活動のこと。

ひきこもり

さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のこと。他者と関わらない形での外出をしている場合も含む。

PDCA（ピーディーシーイー）

Plan-計画する、Do-実行する、Check-評価する、Act-改善するという4つの手法を用いるマネジメント手法のこと。

避難行動要支援者

高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人など、災害時に一人で避難が難しい住民。

フードドライブ

主に家庭で余っている食べ物を持ち寄り集めて、地域の福祉団体や、フードバンク（まだ十分食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動及び団体）などへ寄付する取組。

ファミリー・サポート・センター

生後4か月から小学校までの子どもがいる家庭に対し、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員登録をし、提供会員が依頼会員の子どもの預かるなどの相互援助活動を支援している。

福祉避難所

災害時に、高齢者や障害者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能など）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。

ボランティア

営利を目的とせず、自主的に社会事業などに参加し、活動をする人。

ボランティアセンター

ボランティア活動の相談、登録、あっせん及びボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進している機関のこと。

ま行

民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援などを行う。なお、児童に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員を主任児童委員という。

や行

ヤングケアラー

高齢、身体上または精神上的の障害または疾病などにより援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人をケアラーと呼び、ケアラーのうち18歳未満の人のこと。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

要介護・要支援認定者

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村から認定された人。介護保険の利用には、要介護認定を受けなければならない。

ら行

老老介護

65歳以上の高齢者の介護を65歳以上の高齢者が行うこと。